

令和元年度 栗原市議会 議会報告会

日時・場所：7ページ参照

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議員自己紹介

4 議会報告

(1) 特別委員会の調査活動報告

① 入札制度に関する調査特別委員会 (3ページ)

② 議会のあり方調査特別委員会 (5ページ)

③ 指定廃棄物の最終処分等に関する調査特別委員会 (6ページ)

(2) 意見交換

① 各委員会の調査活動報告に関する意見交換

② その他

5 閉 会

～議会報告会に参加される市民の皆様へ～

1 本日の議会報告会は、栗原市議会が主催で実施するものであります。

市民の皆様から、さまざまな御意見をいただき、意見交換を行う場として位置づけておりますので、議員個人の見解を求めるような御発言は御遠慮願います。

さらに、市政に関する御要望がある場合は、市政懇談会などに御出席していただき、御発言されますよう併せてお願いいたします。

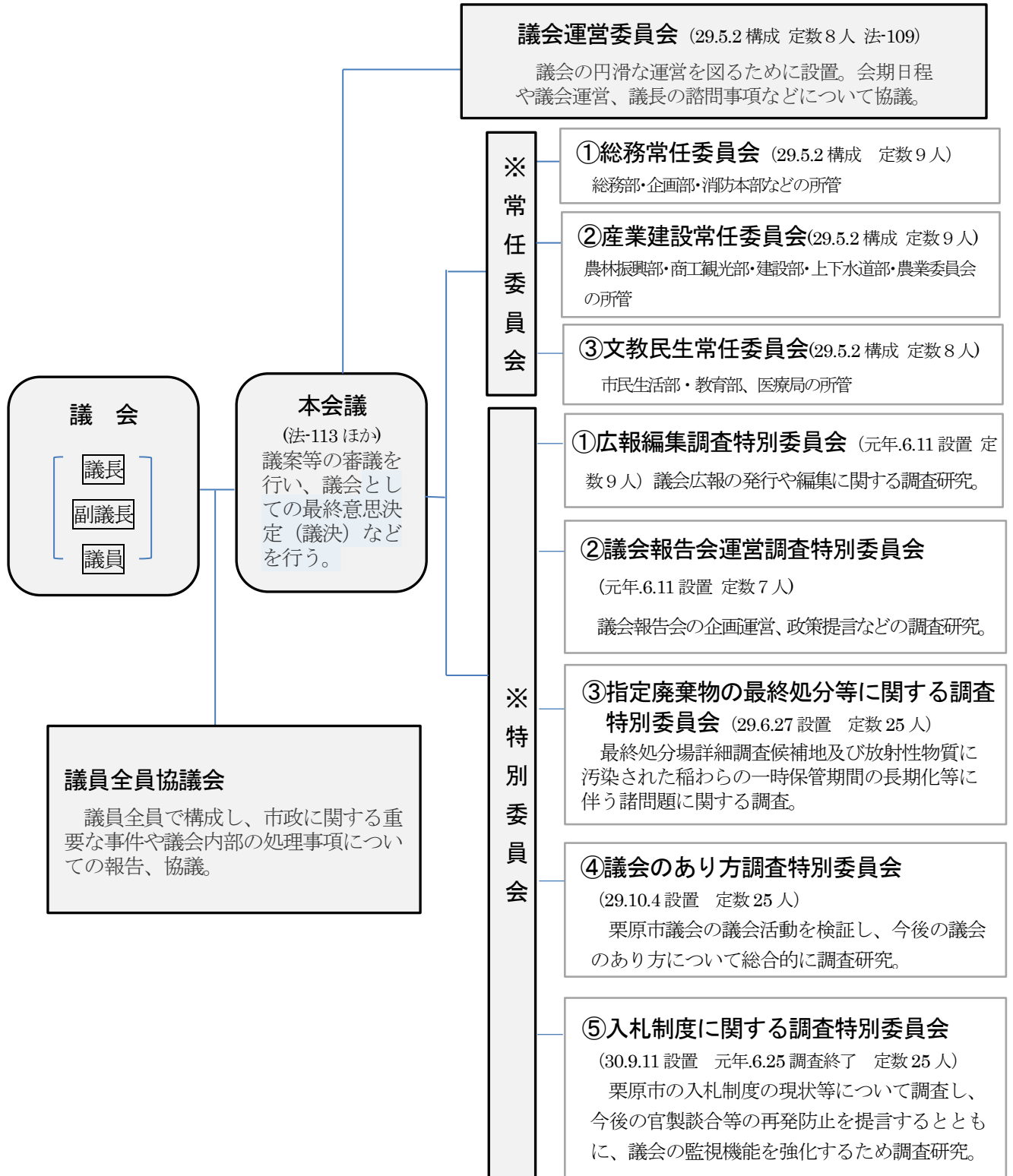
2 本日、市民の皆様からいただいた御意見への対応結果につきましては、

「くりはら市議会だより」に概要版を、市のホームページには全体を掲載して報告する予定です。また、本日回答ができなかった質問につきましては、持ち帰らせていただき、その結果を前述と同様に報告する予定です。

3 議会報告会の報告書作成のため、写真撮影及び録音を行わせていただきますので御理解願います。

栗原市議会の構成図

議会は、議事機関としての役割を担い、議会の活動に必要な内部組織として、常任委員会、特別委員会などが設置されている。現在、栗原市議会において設置されている組織を図に表すと概ね次のとおりである。



※協議又は調整の場合
(法-100-12)

※そのほか、当初予算議案及び決算認定議案の審査のため、予算(決算)特別委員会を設置。

入札制度に関する調査特別委員会

◆ 特別委員会の設置目的

これまでの本市の入札制度の現状等について調査し、今後の官製談合等の再発防止を提言するとともに、議会の監視機能を強化するため調査・研究を行うことを目的に設置した。

◆ 調査概要

平成30年9月11日に特別委員会及び小委員会を設置し、入札制度に関する研修会や公判の傍聴を行いながら、再発防止のため、入札制度等の問題点等について調査を行ってきた。

この間に、市から、「官製談合防止法等違反容疑による職員逮捕事件の概要と防止対策報告書」が示され、令和元年7月10日に市長に対し、再発防止対策の確実な実施と議会提言事項の早期検討・実施を申し入れている。

◆ 報告書で示された再発防止対策の概要

① 入札制度に関する再発防止対策

- ア 工事等における最低制限価格※1の算出方法及び入札制度の適用区分の見直し
- イ 低入札価格調査制度※2の実施
- ウ 総合評価落札方式※3の実施
- エ 業者の提出する工事費内訳書の確認の厳格化
- オ 電子入札システムの導入検討
- カ 入札監視委員会の設置

② 入札関係文書の取扱い及び保管の見直し

③ コンプライアンス（法令遵守）等に関する事項

- ア 入札担当者研修及びコンプライアンス研修の実施
- イ コンプライアンス マニュアルの作成
- ウ 懲戒処分基準の明確化
- エ 職員による内部通報制度※4の設置

◆ 議会の提言事項

予定価格を聞き出そうとする官製談合を防止するため、すでに宮城県が導入している「予定価格の事前公表制度」を実施すべきである。

また、議会としての監視機能を果たすため、四半期ごとに入札執行調書等の提出

を求める。

- ※1 最低制限価格 ⇒ 適正な工事を行うのに必要な経費を勘案し、あらかじめ市が設ける下限の価格で、下回ると失格となる
- ※2 低入札価格調査制度 ⇒ 入札価格が最低制限価格を下回った場合に、適正な施工が可能かどうかを調査したうえで、落札業者を決定する制度
- ※3 総合評価落札方式 ⇒ 「価格」と「価格以外の要素」（たとえば、維持管理費を含めたコストや施工時の安全性、交通及び住環境への影響など）を総合的に評価し、落札業者を決定する方法
- ※4 内部通報制度 ⇒ 法令違反や不正行為などの発生またはその恐れがある状況を知った者が、指定通報先に直接通報することができる制度

議会のあり方調査特別委員会

◆ 特別委員会の設置目的

これまでの栗原市議会の議会活動を検証し、今後の栗原市議会のあり方について総合的に調査・研究を行うことを目的に設置した。

◆ 調査概要

平成29年10月4日に特別委員会を設置し、これまでに特別委員会、幹事会及び各分科会（議員定数・ICT化等、議員報酬等、議会運営等）を開催し、今後の議会のあり方について、調査を行った。

◆ これまでの調査結果

① 議員定数・ICT化等

ア 議員定数は、現在の定数から2名減し、24名とする

イ 議場には、議案審議等に必要な情報の収集を目的とする場合に限り、スマートフォン、タブレット型端末機及びノートパソコン等の持込みを許可する

② 議員報酬等

ア 現在の議員報酬の額は妥当である

イ 市議会議員の会議等出席時費用弁償は、交通費実費相当額を支給する

ウ 議員の期末手当の加算措置については、市長等と同様に支給する

③ 議会運営等

ア 「広報編集調査特別委員会」の常任委員会への移行検討が必要である

イ 一般質問の会派代表質問の実施時期は、現状どおり2月に招集される定例会において実施する

ウ 市議会及びホームページ上において、議員の会議出欠状況の公表は行わない

エ 予算・決算特別委員会の審査方法は、分科会方式を取り入れず、現状どおり委員全員による審査とする

オ 議会モニター制度※を導入した場合の効果や影響を十分に考慮しながら検討を続けていく

※議会モニター制度 ⇒ 議会運営に関して、市民の意見を広く聴取し、今後の議会運営等に反映させる制度

指定廃棄物の最終処分等に関する調査特別委員会

汚染牧草堆肥化処理施設に係る検討経過について、市長に要請し、令和元年8月27日に特別委員会を開催して担当部からの説明を受けた。概要は次のとおり。

◆ 堆肥化処理施設候補地選定に係る経過

- 平成30年10月18日 栗駒地区民の会から反対署名簿及び意見書の提出
10月26日～ 堆肥化処理施設候補地選定に係る現地調査実施
(10箇所)
- 平成31年 4月16日 JA栗っこ和牛改良組合協議会、酪農部会、仙台牛肥育部会から
「汚染牧草処理の促進に関する要望書」の提出
4月19日 金成有機センター利用組合から
「汚染牧草処理施設の整備候補地について」の
情報提供と要望書の提出
- 令和 元年 5月16日～ 金成地区で汚染牧草処理に係る懇談会を3回開催

◆ 堆肥化処理施設候補地選定に係る調査箇所数

- これまでの調査箇所数 10箇所（市有地7箇所、民有地3箇所）
今後の調査予定箇所数 4箇所（市有地3箇所、その他1箇所）

◆ 調査項目

- 基本項目 利用可能面積（60a以上）、水道・電気の利用可否、利用状況
運搬経路、牧草等の輸送効率 など
- 参考項目 民家・子供の利用施設・農地・河川・直近の浄水場等までの距離
井戸水利用者の有無 など

◆ 調査スケジュール

- 今後の調査予定箇所4箇所の調査 令和元年10月から開始し、約1ヶ月程度

◆ 議会の対応

市に対し、早急な調査の実施と候補地の選定、さらに、早急な汚染牧草の処理を求めた。

令和元年度 栗原市議会 議会報告会開催日程等一覧

| 開催日時 | 地 区 | 会 場 |
|------------------------|-------|------------------------|
| 10月29日(火) 午後6時30分から | 高清水地区 | 高清水総合支所 |
| | 瀬峰地区 | 瀬峰総合支所 |
| | 志波姫地区 | この花さくや姫プラザ |
| | 花山地区 | 花山石楠花センター |
| 10月30日(水) 午後6時30分から | 築館地区 | 市民活動支援センター |
| | 鶯沢地区 | 鶯沢振興センター |
| | 金成地区 | 金成総合支所 |
| 10月31日(木) 午後6時30分から | 若柳地区 | 若柳総合文化センター (ドリームパル) |
| | 栗駒地区 | 栗駒総合支所 |
| | 一迫地区 | 一迫総合支所 |

※ 議会報告会は約90分間を予定しております。